

**○議案第46号 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案**

**□□□審議経過□□□**

**＝福祉教育委員会委員長報告＝**

御報告申し上げます。

本案は、国において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正され、特定地域型保育事業者における連携施設の確保義務について、自治体の取組を条件とする緩和措置が講じられたことなどに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、本市では、平成30年度から国基準での待機児童数ゼロを達成しているところであるが、今後も連携施設の確保について市として事業者に対し周知するとともに、子育て世帯の様々なニーズをくみ取りながら、引き続ききめ細やかな受け入れ体制の充実に努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。